

三原地域循環型社会形成推進地域計画

令和3（2021）年12月

三 原 市
世 羅 町
三原広域市町村圏事務組合

－ 目 次 －

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
	(1) 対象地域	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
	(2) 生活排水の処理の現状	3
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
	(4) 生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	6
	(1) 発生抑制, 再使用の推進	6
	(2) 処理体制	7
	(3) 処理施設等の整備	10
	(4) その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	12
	(1) 計画のフォローアップ	12
	(2) 事後評価及び計画の見直し	12

三原地域循環型社会形成推進地域計画

三原市
世羅町
三原広域市町村圏事務組合

令和3年12月10日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	三原市, 世羅町
面積	三原市 471.13 km ² 世羅町 278.14 km ²
人口	三原市 92,332 人 (令和2年度) 世羅町 15,812 人 (令和2年度)

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

三原地域（以下「本地域」という。）は、三原市及び世羅町の地域とする。

三原市は、中国・四国地方のほぼ中心に位置している。三原市の南部には、沼田川流域の平野に加えて、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には、世羅台地の一部をなす丘陵状の平地が広がっている。また、産業面では、大手製造業等の大工場の立地により旧三原市が近代工業都市として発展したほか、本郷町・久井町・大和町は米作地域としての役割を果たしてきた。また、古くから海上・陸上交通の要衝として発展し、広島空港・山陽新幹線や山陽自動車道（本郷IC、三原久井IC）といった高速交通ネットワークに恵まれている。

世羅町は、広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市と周囲を5市に囲まれており、近隣の中都市である尾道市・三原市・三次市に20～30km圏内にあり、また広島空港にも約36kmと近い位置にある。役場本庁舎がある市街地には国道184号・432号・主要地方道三原東城線が、せらにし支所がある小国地域では主要地方道世羅甲田線・吉舎豊栄線・三次大和線がそれぞれ放射線状に伸び、さらに町の中央部を横断する形で「世羅高原ふれあいロード（通称）」が国道・県道と交差している。

三原広域市町村圏事務組合は三原市と世羅町で構成されており、不燃物処理工場の運営管理を行っている。

ごみ処理については、可燃性のごみは三原市清掃工場で、可燃性以外のごみは三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場でそれぞれ処理している。また、最終処分として焼却残渣を広島県環境保全公社の施設に外部搬出し、その他残渣を三原市一般廃棄物最終処分場にて埋立している。

生活排水処理に関しては、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、集落排水施設及び浄化槽（個人設置）により事業を推進している。また、三原市においては公共浄化槽事業も実施している。

また、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、三原市は三原市汚泥再生処理センター、世羅町は世羅町美化センターにて、それぞれ適正処理を推進している。

今後は、生活雑排水処理を推進することで水環境の向上に努めるため、集合処理施設への早期接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽整備が推進されるよう啓発に努める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

本地域の令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、35,062トンであり、再生利用される「総資源化量」は3,613トン、リサイクル率(=直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)は10.3%である。

中間処理による減量化量は、26,978トンであり、集団回収量を除いた排出量の78.9%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の13.1%に当たる4,471トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は30,635トン(三原市28,389トン、世羅町2,246トン)である。焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

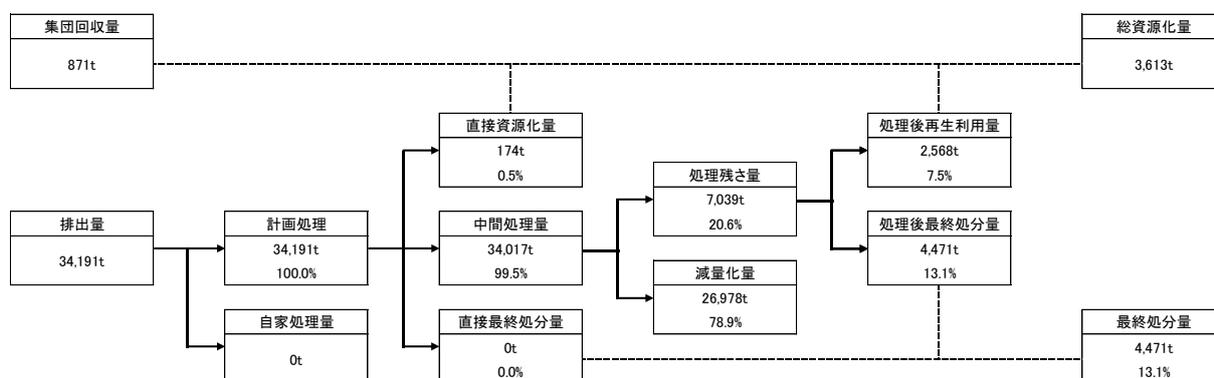


図1 本地域の一般廃棄物処理状況フロー (令和2年度)

(2) 生活排水の処理の現状

本地域の令和2年度的生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で108,144人であり、水洗化人口は79,641人、汚水衛生処理率は73.6%である。

し尿発生量は15,536kl/年、浄化槽汚泥発生量は46,340kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は61,876kl/年である。

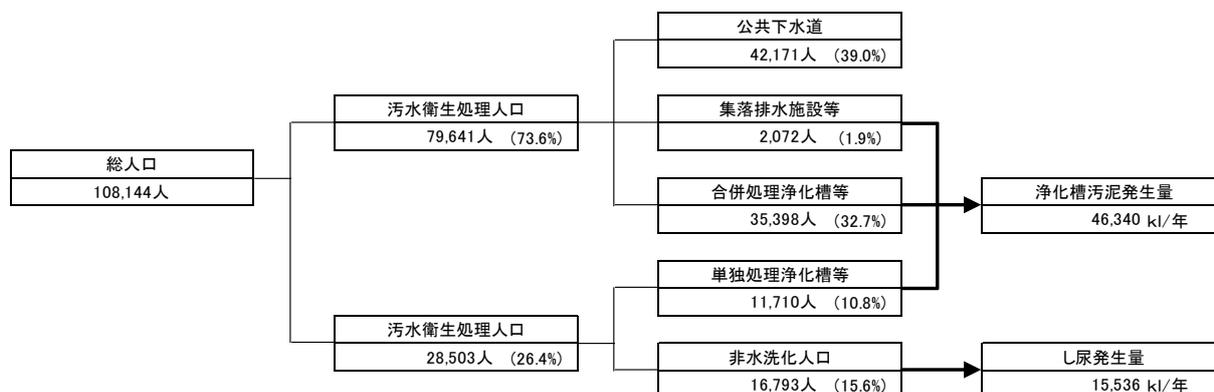


図2 本地域の生活排水の処理状況フロー (令和2年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指すものとし、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ ¹) (令和2年度)	目標 (割合※ ¹) (令和9年度)
排出量	事業系	総排出量	14,237 t (-9.6%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	2.5 t/事業所 (-12.0%)
	生活系	総排出量	19,954 t (-8.0%)
		1人当たりの排出量※ ³	164 kg/人 (-0.6%)
	合計	事業系生活系排出量合計	34,191 t (-8.7%)
再生利用量	直接資源化量	174 t (0.5%)	255 t (0.6%)
	総資源化量	3,613 t (10.3%)	4,126 t (12.8%)
エネルギー回収量	年間の発電電力量	— MWh	— MWh
	年間の熱利用量	— GJ	— GJ
最終処分量	埋立最終処分量	4,471 t (13.1%)	4,092 t (13.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ, 生活系ごみを問わず, 出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位: t]

再 生 利 用 量: 集団回収量, 直接資源化量, 処理後再生利用量の和 [単位: t]

エ ネ ル ギ ー 回 収 量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: t]

最 終 処 分 量: 埋立処分された量 [単位: t]

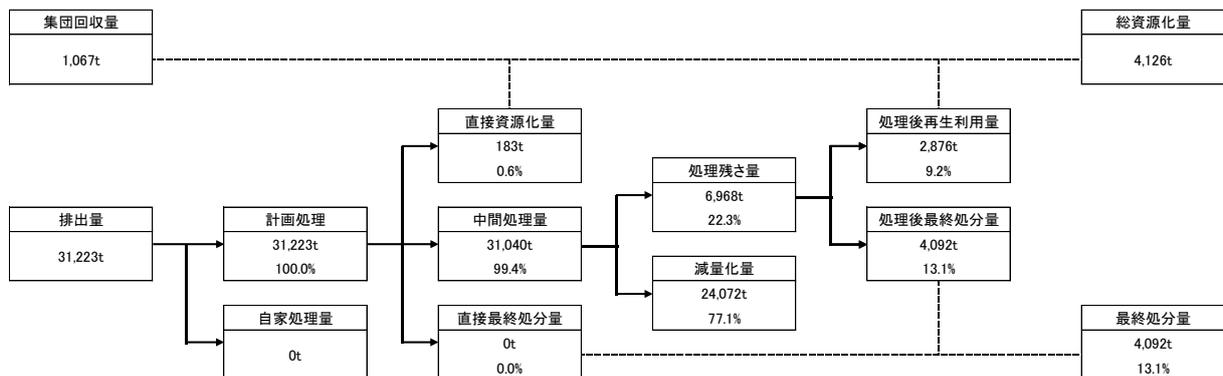


図3 本地域の目標達成時の一般廃棄物処理状況フロー (令和9年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道及び浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2 本地域の生活排水処理に関する現状と目標

		令和2年度実績	令和9年度目標
処理形態別人口	公共下水道	42,171人 (39.0%)	43,099人 (43.3%)
	集落排水施設等	2,072人 (1.9%)	1,826人 (1.8%)
	合併処理浄化槽等	35,398人 (32.7%)	32,661人 (32.8%)
	未処理人口	28,503人 (26.4%)	21,947人 (22.0%)
	合計	108,144人	99,533人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	15,536 キロリットル	11,680 キロリットル
	浄化槽汚泥量	46,340 キロリットル	45,172 キロリットル
	合計	61,876 キロリットル	56,852 キロリットル

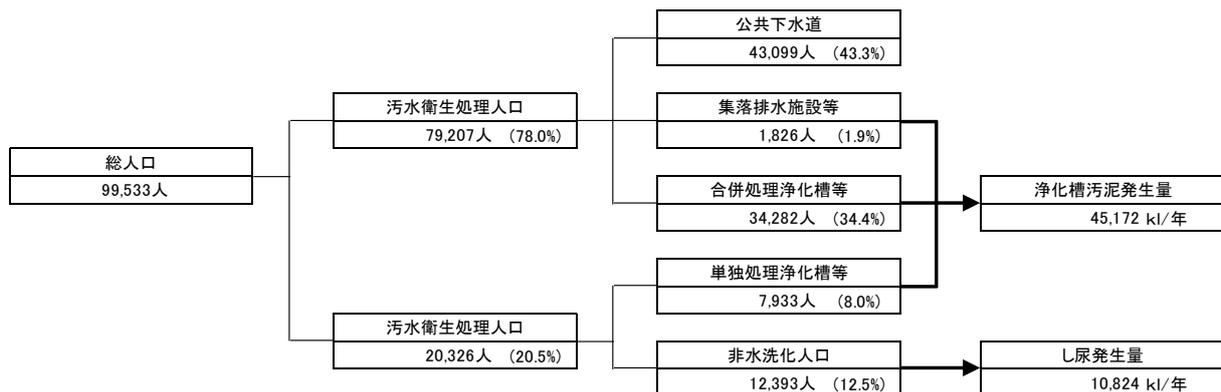


図4 本地域の生活排水処理に関する目標（令和9年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制, 再使用の推進

本地域では、「三原市一般廃棄物処理基本計画」、「三原市一般廃棄物処理実施計画」、「世羅町一般廃棄物処理基本計画」、「世羅町一般廃棄物処理実施計画」に基づき、今後とも、各種事業を継続・拡充するとともに、新たな事業の検討を行う等、ごみの発生抑制、再使用等の推進を図る。主要な施策は次のとおりである。

ア ごみ処理有料化（実施：三原市，世羅町）

生活系ごみは、三原市では「もやすごみ」、世羅町では「可燃ごみ」についてそれぞれ有料指定袋制を導入している。その他のごみの処理は、無料としている。

事業系ごみは、全ての品目で従量制により手数料を徴収している。

ごみ処理有料化は、排出量に応じた公平な費用負担が確保されるとともに、ごみに対する意識向上と減量化の動機付けとなり、ごみの発生抑制・再資源化に有効な方策と考えられる。

今後とも、ごみ処理費用の適正負担を目的として標準的なコスト分析手法に基づき、ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する。

イ 環境教育, 普及啓発, 助成（実施：三原市，世羅町）

ごみの減量・リサイクルの普及啓発を目的とした出前講座、広報、ごみ処理施設の見学会及び環境教育活動を実施しており、これらをもとに、さらにごみ減量への理解と協力を求めるためのPRを積極的に行う。

廃棄物発生抑制に関する助成制度として資源集団回収事業を、三原市においては生ごみ処理機器（生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機）購入助成制度等発生抑制に関する助成制度も継続する。また、量り売り・ばら売りを実施している店舗や店頭回収を実施している店舗等の情報提供や各種活動を実施する場所の提供等の支援により、事業の活性化を図る。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策（実施：三原市，世羅町）

マイバッグ持参の推奨や日常的な生活用品等に対する過剰包装の自粛、簡素化を推進するため、製造業者や販売業者での取組を行うよう働きかける。

エ ごみ分別の推進（実施：三原市，世羅町）

可燃ごみや不燃ごみの中に資源となるものが混入していることから、ホームページや広報を通じた呼びかけ、家庭・事業所向けに分別ガイド（パンフレット）を配布する等により、住民・事業者に分別の徹底を促進させる。

オ 生活排水対策（実施：三原市，世羅町）

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・ 広報活動の実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット及び拭取り紙等の排出抑制用品の普及
- ・ 無リン洗剤、せっけんの使用
- ・ 浄化槽の適正管理
- ・ 米のとぎ汁は、庭や植木等に散布する
- ・ 廃食油は凝固剤によって固めるか、回収に出す

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、三原市のごみ分別は、もやすごみ、不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ（4分別）、大型ごみの10分別である。また、ストックヤードに直接持込みされた古紙類、布類を回収している。

世羅町のごみ分別は、可燃ごみ、容器包装プラスチック、びん・缶、ペットボトル、不燃ごみ（5分別）の9分別としている。また、ごみステーションで収集できない粗大ごみを可燃粗大と不燃粗大として回収している。

もやすごみ・可燃ごみは、三原市清掃工場処理しており、その他のごみは、三原広域市町村圏事務組合の不燃物処理工場処理している。

なお、資源集団回収により、三原市においては古紙類、布類、アルミ缶等を、世羅町においては古紙類、スチール缶、アルミ缶、ペットボトルをそれぞれ回収業者が直接、再資源化している。

今後も、現状の処理体制を維持し、再資源化をより一層促進するための事業と啓発を継続して実施する。特に、古紙等の再資源化を促進するため、資源集団回収を強化するとともに、補完的に店頭回収等の活用を促進する。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業活動に伴って、商店・飲食店・会社・事業所等から排出される廃棄物（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。そのため、現状、事業系ごみは、事業者自らが処理するか、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者により処理をするよう指導している。

今後も、現状の処理体制を維持するが、事業所から排出される一般廃棄物に多くの資源物が含まれていることから、民間リサイクル業者や三原市においてはストックヤードの利用を推進していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、市内の各地で実施している公共下水道の普及を図っていくとともに、公共下水道が整備されない人口散在地域では、浄化槽の整備を進めていく。なお、三原市大和町地域では公共下水道等整備推進事業を実施し、大和町地域を除く三原市と世羅町では浄化槽設置整備事業を実施する。

エ 今後の処理体制の要点

- ① 生活系ごみについて、資源集団回収や店頭回収等の活用を促進
- ② 事業系ごみについて、民間リサイクル業者の利用を推進
- ③ 三原市においては、ストックヤードの活用を促進
- ④ 人口散在地域における浄化槽の整備を促進

表 3 - 1 三原地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（三原市）

現状(令和2年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
もやすごみ	焼却	三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	26,719
不燃物	選別 梱包 圧縮	不燃物 処理工場	三原市 一般廃棄物 最終処分場	1,429
びん・飲料缶	選別 圧縮		(売却)	2,161
ペットボトル	リサイクル 圧縮梱包		指定法人	
容器包装 プラスチック			(売却)	
発火性・ 有害ごみ			保管	
大型ごみ	破碎 選別		(売却)	
合計				30,610

今後(令和9年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
もやすごみ	焼却	三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	24,246
不燃物	選別 梱包 圧縮	不燃物 処理工場	三原市 一般廃棄物 最終処分場	1,273
びん・飲料缶	選別 圧縮		(売却)	2,045
ペットボトル	リサイクル 圧縮梱包		指定法人	
容器包装 プラスチック			(売却)	
発火性・ 有害ごみ			保管	
大型ごみ	破碎 選別		(売却)	
合計				27,867

※上記とは別に、資源集団回収事業により新聞・雑誌・段ボール・アルミ缶・布類を回収している。

表3-2 三原地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（世羅町）

現状(令和2年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (t)
			一時処理	二次処理	
可燃ごみ 可燃性 粗大ごみ	焼却		三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	2,972
不燃ごみ	選別 梱包 圧縮 (一部リサイクル)		不燃物処理工場	三原市 一般廃棄物 最終処分場 (一部売却)	234
不燃性 粗大ごみ	破碎 選別			(売却)	50
びん・缶	リサイクル	選別 圧縮		(売却)	325
ペットボトル		圧縮 梱包		指定法人	
容器包装 プラスチック					
合計					3,581

今後(令和9年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (t)
			一時処理	二次処理	
可燃ごみ 可燃性 粗大ごみ	焼却		三原市清掃工場	一般財団法人 広島県環境 保全公社	2,400
不燃ごみ	選別 梱包 圧縮 (一部リサイクル)		不燃物処理工場	三原市 一般廃棄物 最終処分場 (一部売却)	343
不燃性 粗大ごみ	破碎 選別			(売却)	89
びん・缶	リサイクル	選別 圧縮		(売却)	524
ペットボトル		圧縮 梱包		指定法人	
容器包装 プラスチック					
合計					3,356

※上記とは別に、資源集団回収事業により新聞・雑誌・段ボール・スチール缶・アルミ缶・ペットボトルを回収している。

(3) 処理施設等の整備

浄化槽の整備については、表4のとおり行う。

表4 浄化槽への移行計画

三原市

事業	直近の整備済 基数(基) (令和2年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	備考
浄化槽設置整備事業	8,430	430	2,525	R4~R8	—
公共浄化槽等整備推進事業	780	50	106	R4~R8	2.11人/基※
合計	9,210	480	2,631	—	—

※世帯当たり人口(令和2年度住民基本台帳より92,332人÷43,716世帯)

世羅町

事業	直近の整備済 基数(基) (令和2年度)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	備考
浄化槽設置整備事業	2,570	150	342	R4~R8	2.28人/基※
公共浄化槽等整備推進事業	—	—	—	—	—
合計	2,570	150	342	—	—

※世帯当たり人口(令和2年度住民基本台帳より15,634人÷6,855世帯)

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業 (実施：三原市，世羅町)

廃棄物に含まれる循環資源の循環的利用の促進には、再生品の利用拡大が重要であり、エコマーク商品や広島県が認定するリサイクル製品等の積極的な利用拡大を図る。

また、リサイクルの流れや住民のごみ減量化の努力の結果について周知し、住民の廃棄物に関する意識向上を図ることで排出抑制や適正排出につなげ、廃棄物に含まれる循環資源の回収を推進する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発 (実施：三原市，世羅町)

廃家電等(家電リサイクル法対象品目、パソコン、小型家電リサイクル法対象品目等)のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法、資源有効利用促進法及び小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、引き続き関連団体や小売店等と協力し、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策 (実施：三原市，世羅町)

ごみの不法投棄やステーションへの不適切排出等が懸念されることから、職員等のパトロール強化により巡回指導体制を講じる。各地域町内会等並びに公共衛生推進員又は生活環境委員等と連携し、不法投棄の防止と不適正排出者への指導により、ごみ減量と環境美化の推進を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項 (実施：三原市，世羅町)

三原市、世羅町とも令和2年3月に災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生した廃棄物については、災害の種類・規模及び廃棄物の種類・量に応じて公共施設等に災害廃棄物仮置場を設置して対応してきた。

災害廃棄物を適切且つ効率的に処理するため、関係機関・事業者及び周辺自治体との連携体制を構築し、住民には災害時のごみの対応について周知していく必要がある。

また、一次避難場所で発生する生活ごみや仮設トイレの汚物処理も含め、地域防災計画、災害廃棄物処理計画等の関係計画及び災害廃棄物処理に係る初動マニュアルに最新の情報・研究を反映していく必要がある。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を広報誌等において公表する。また、必要に応じて、広島県及び国と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (令和 3 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	三原地域	(2) 地域内人口	108,144 人	(3) 地域面積	749.27km ²
(4) 構成市町村等名	三原市, 世羅町	(5) 地域の要件*	人口(○)面積(○) 沖縄(○)離島(○)奄美 豪雪(○)山村(○)半島(○)過疎(○) その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合, 当該組合の状況	組合を構成する市町村: 三原市, 世羅町 設立(予定)年月日: 昭和 47 年 10 月(○)設立(○) 認可(予定) 設立されていない場合, 今後の見通し:				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち, 該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化, 再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 9 年度	
排出量	事業系	総排出量(トン)	16,566	14,845	14,731	15,133	14,237	12,874 (R2比 - 9.6%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.9	2.6	2.6	2.6	2.5	2.2 (R2比 -12.0%)
	生活系	総排出量(トン)	20,162	20,053	19,843	19,975	19,954	18,349 (R2比 - 8.0%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	153	157	158	165	164	163 (R2比 - 0.6%)
	合計	事業系生活系排出量合計	36,728	34,898	34,574	35,108	34,191	31,223 (R2比 - 8.7%)
	再生利用量	直接資源化量(トン)	183 (0.5%)	168 (0.5%)	169 (0.5%)	169 (0.5%)	174 (0.5%)	183 (0.6%)
総資源化量(トン)		5,902 (15.4%)	5,684 (15.6%)	4,231 (11.8%)	4,053 (11.2%)	3,613 (10.3%)	4,126 (12.8%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh) (年間の熱利用量 GJ)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	27,797 (75.7%)	26,263 (75.3%)	26,911 (77.8%)	27,627 (78.7%)	26,978 (78.9%)	24,072 (77.1%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,571 (12.4%)	4,383 (12.6%)	4,792 (13.9%)	4,644 (13.2%)	4,471 (13.1%)	4,092 (13.1%)	

※別添資料として, 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標が異なる場合に, 地域計画と一般廃棄物処理との整合性に配慮した内容

三原市一般廃棄物処理基本計画 (令和 4 年 3 月予定) 及び世羅町一般廃棄物処理基本計画 (平成 31 年 3 月) と整合を図っている。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止 (予定)年月	解体 (予定)年月	備考
焼却施設	三原市清掃工場	三原市	全連続式	128 t/日	H11.3 (H29.3 基幹的設備改良)	未定	未定	
	三原市本郷 清掃工場	三原市	機械化バッチ式	26 t/日	H5.9	H23.5 廃止	未定	
マテリアル リサイクル 推進施設	不燃物処理工場	三原広域 市町村圏 事務組合	選別, 梱包, 圧縮	20t/日	R2.3	未定	未定	
	不燃物処理工場 (旧)		選別, 梱包, 圧縮	圧縮 50 t/日 選別 30 t/日 梱包 11 t/5H	S49.3	R2.3 廃止	未定	
最終処分場	三原市一般廃棄物 最終処分場	三原市	管理型	146,000 m ³	H10.4	未定	未定	
	甲世衛生組合 一般廃棄物 最終処分場	甲世衛生組合	管理型	1,690 m ³	H6	H31.3 埋立終了 R2.3 廃止	—	
し尿処理施設	三原市汚泥再生 処理センター	三原市	高負荷脱窒素	176kL/日	H25.8	未定	未定	
	美化センター	世羅町	低希釈二段活性汚泥 処理方式	35kL/日	S61.12	未定	未定	
	賀茂第2クリーン センター	賀茂衛生施設 組合	焼却方式	52kL/日	S53.12	S63.3 休止 H12.10 廃止	R4.8 解体予定	

(2) 更新(改良)・新施設リスト

対象施設なし

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和9年度
総人口		114,102	112,630	111,023	109,369	108,144	99,533
公共下水道	汚水衛生処理人口	38,437	38,976	41,075	41,348	42,171	43,099
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	33.7	34.6	37.0	37.8	39.0	43.3
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	2,280	2,278	2,111	2,028	2,072	1,826
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8
合併処理浄化槽等 (コミプラ含む)	汚水衛生処理人口	33,632	34,497	34,784	34,301	35,398	32,661
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	29.5	30.6	31.3	31.4	32.7	32.8
未処理人口	汚水衛生未処理人口	39,753	36,879	33,053	31,692	28,503	21,947

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

三原市

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	三原市	8,430	23,891	H2.4	430	2,525	R9	
公共浄化槽等整備推進事業	三原市	780	1,912	H14.4	50	106	R9	

世羅町

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	世羅町	2,570	9,595	H2.4	150	342	R9	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				単位	開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 8年度	
○マテリアルリサイクル等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リサイクルセンター						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資源ごみ選別施設整備						0					0							
破砕・選別施設整備						0					0							
不要品再生施設整備						0					0							
展示施設整備						0					0							
ストックヤード整備						0					0							
容器包装リサイクル推進施設						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
分別回収拠点整備						0					0							
小規模ストックヤード整備						0					0							
簡易プレス機整備						0					0							
ごみ収集車整備						0					0							
灰溶融施設整備						0					0							
サテライトセンター整備						0					0							
その他の施設整備等(施設名記載)						0					0							
○エネルギー回収等に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
エネルギー回収施設整備						0					0							
メタンガス化施設整備						0					0							
ごみ燃料化施設整備						0					0							
その他の施設整備等(施設名記載)						0					0							
○有機性廃棄物リサイクルに関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ごみ飼料化施設整備						0					0							
ごみたい肥化施設整備						0					0							
○最終処分に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
最終処分場整備						0					0							
最終処分場再生事業						0					0							
○し尿処理に関する事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
汚泥再生処理センター整備						0					0							
コミュニティプラント整備						0					0							
○浄化槽に関する事業						288,050	57,610	57,610	57,610	57,610	57,610	263,560	52,712	52,712	52,712	52,712	52,712	
浄化槽設置整備	1	三原市	430	基	R4	R8	158,300	31,660	31,660	31,660	31,660	31,660	158,300	31,660	31,660	31,660	31,660	31,660
	2	世羅町	150	基	R4	R8	82,750	16,550	16,550	16,550	16,550	16,550	58,260	11,652	11,652	11,652	11,652	11,652
公共浄化槽等整備推進事業	3	三原市	50	基	R4	R8	47,000	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	47,000	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
○施設整備に関する計画支援事業							0					0						
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業							0					0						
○災害廃棄物処理計画策定支援事業							0					0						
合計							288,050	57,610	57,610	57,610	57,610	57,610	263,560	52,712	52,712	52,712	52,712	52,712

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	事業 期間		交付 金必 要の 要否	事 業 計 画					備 考
					開 始	終 了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	41	ごみ処理有料化	ごみ処理手数料の適宜見直しを検討	三原市 世羅町	R4	R8		手数料の見直しを検討					
	42	環境教育、普及啓発、助成	出前講座、広報、ごみ処理施設の見学会	三原市 世羅町	R4	R8		出前講座等の実施					
	43	マイバッグ運動・レジ袋対策	マイバッグ持参の推奨、過剰包装の自粛、簡素化	三原市 世羅町	R4	R8		マイバッグ持参の推奨等					
	44	ごみの分別推進	分別の徹底を促進	三原市 世羅町	R4	R8		分別の徹底					
	45	生活排水対策	啓発活動の強化	三原市 世羅町	R4	R8		啓発活動					
処理体制 の構築、変 更に関する もの													
処理施設 の整備に 関するもの	1	浄化槽設置整備事業		三原市	R4	R8	○	浄化槽整備					
	2	浄化槽設置整備事業		世良町	R4	R8	○	浄化槽整備					
	3	公共浄化槽等整備推進事業		三原市	R4	R8	○	浄化槽整備					
施設整備 に係る計画 支援に関 するもの													
その他	51	再生利用品の需要拡大事業	エコマーク商品等の積極的な利用拡大	三原市	R4	R8		利用拡大					
	52	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	各リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化の普及啓発	三原市 世羅町	R4	R8		普及啓発					
	53	不法投棄対策	パトロール強化、不適正排出者への指導	三原市 世羅町	R4	R8		不法投棄対策					
	54	災害時の廃棄物処理に関する事項	広域的な協力体制の確保等	三原市 世羅町	R4	R8		体制の確保等					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善及び保全を図るため、下水道認可区域外で浄化槽を設置整備する。
(4) 事業期間	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業 第3(1)イ 公共下水道の事業認可区域や大型合併処理浄化槽設置区域、農業・漁業集落排水事業計画区域を除く区域及び三原市大和地域を除く区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 158,300千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2,525人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	265基(1,325人分)	332千円	87,980千円	87,980千円
6～7人槽	150基(1,050人分)	414千円	62,100千円	62,100千円
8～10人槽	15基(150人分)	548千円	8,220千円	8,220千円
11～20人槽	基(人分)			
21～30人槽	基(人分)			
31～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	430基(2,525人分)		158,300千円	158,300千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

(2) 事業主体名	世羅町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	町中心部より外れた地域においては、依然として生活排水が未処理のまま排出されている家庭が多く存在する。このため、公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図ることを目的として浄化槽設置整備事業により浄化槽設置を推進する。
(4) 事業期間	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可を受けた公共下水道の事業認可区域及び農業集落排水処理施設の供用区域を除く区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 58,260 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (342 人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	55 基 (125 人分)	450 千円	24,750 千円	18,260 千円
6～7 人槽	90 基 (205 人分)	600 千円	54,000 千円	37,260 千円
8～10 人槽	5 基 (12 人分)	800 千円	4,000 千円	2,740 千円
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	基 (人分)			
31～50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
郷 計	150 基 (342 人分)		82,750 千円	58,260 千円

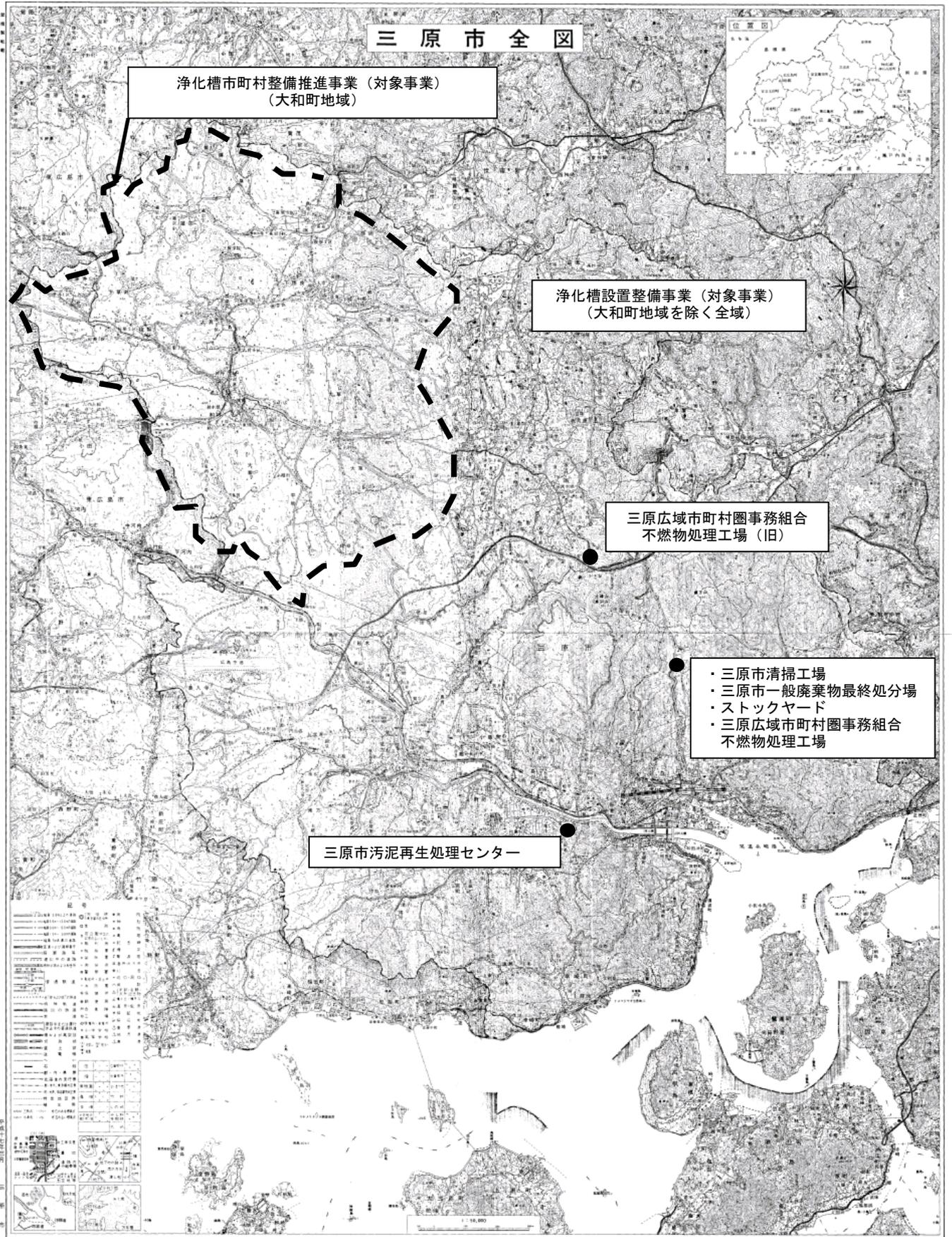
施設概要（浄化槽系）

都道府県名 広島県

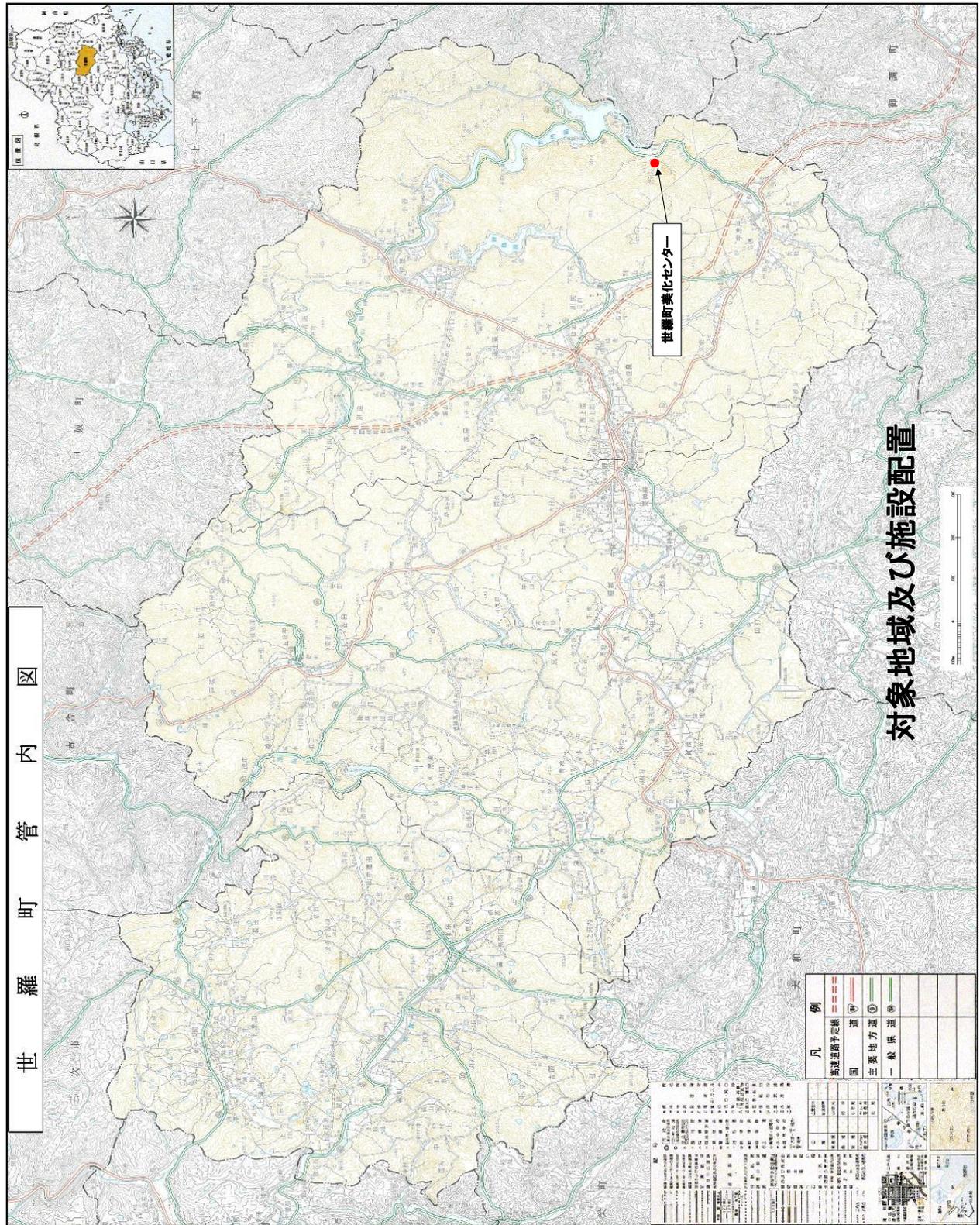
(1) 事業主体名	三原市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業（旧 浄化槽市町村整備推進事業）
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善及び保全を図るため、下水道認可区域外で浄化槽を設置整備する。
(4) 事業期間	令和4年度～令和8年度
(5) 事業対象地域の要件	公共浄化槽等整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 第3(1)イ (サ)既に事業を実施している地域（三原市大和地域）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 48,645千円

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

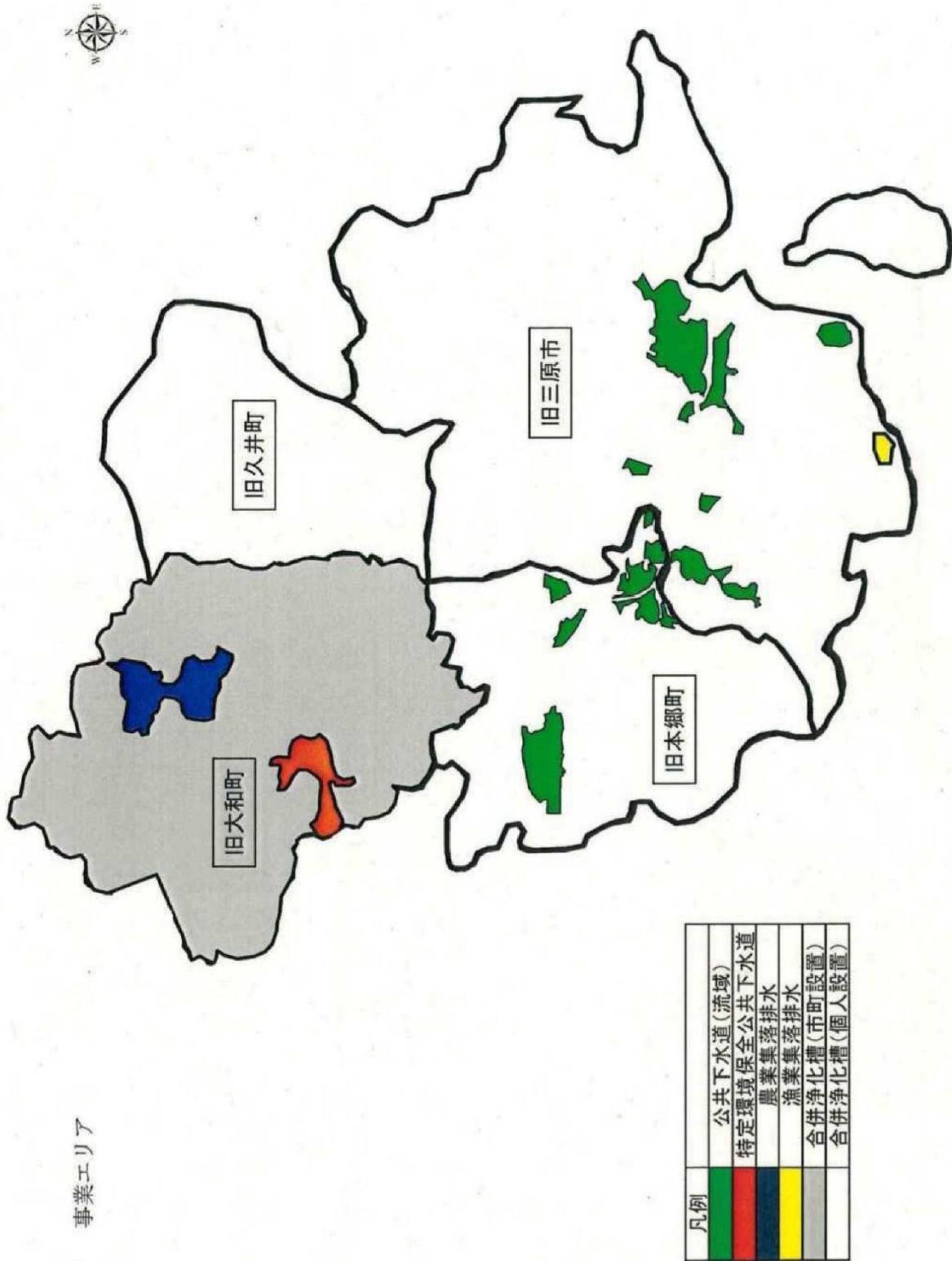
区分	交付対象基数 (106人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	25基（53人分）	837千円	20,925千円	20,925千円
6～7人槽	25基（53人分）	1,043千円	26,075千円	26,075千円
8～10人槽	基（人分）			
11～15人槽	基（人分）			
16～20人槽	基（人分）			
21～25人槽	基（人分）			
26～30人槽	基（人分）			
31～40人槽	基（人分）			
41～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
共同浄化槽	人槽 基（人分） 人槽 基（人分） 人槽 基（人分）			
事務費			1,645千円	1,645千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
合計	50基（106人分）		48,645千円	48,645千円



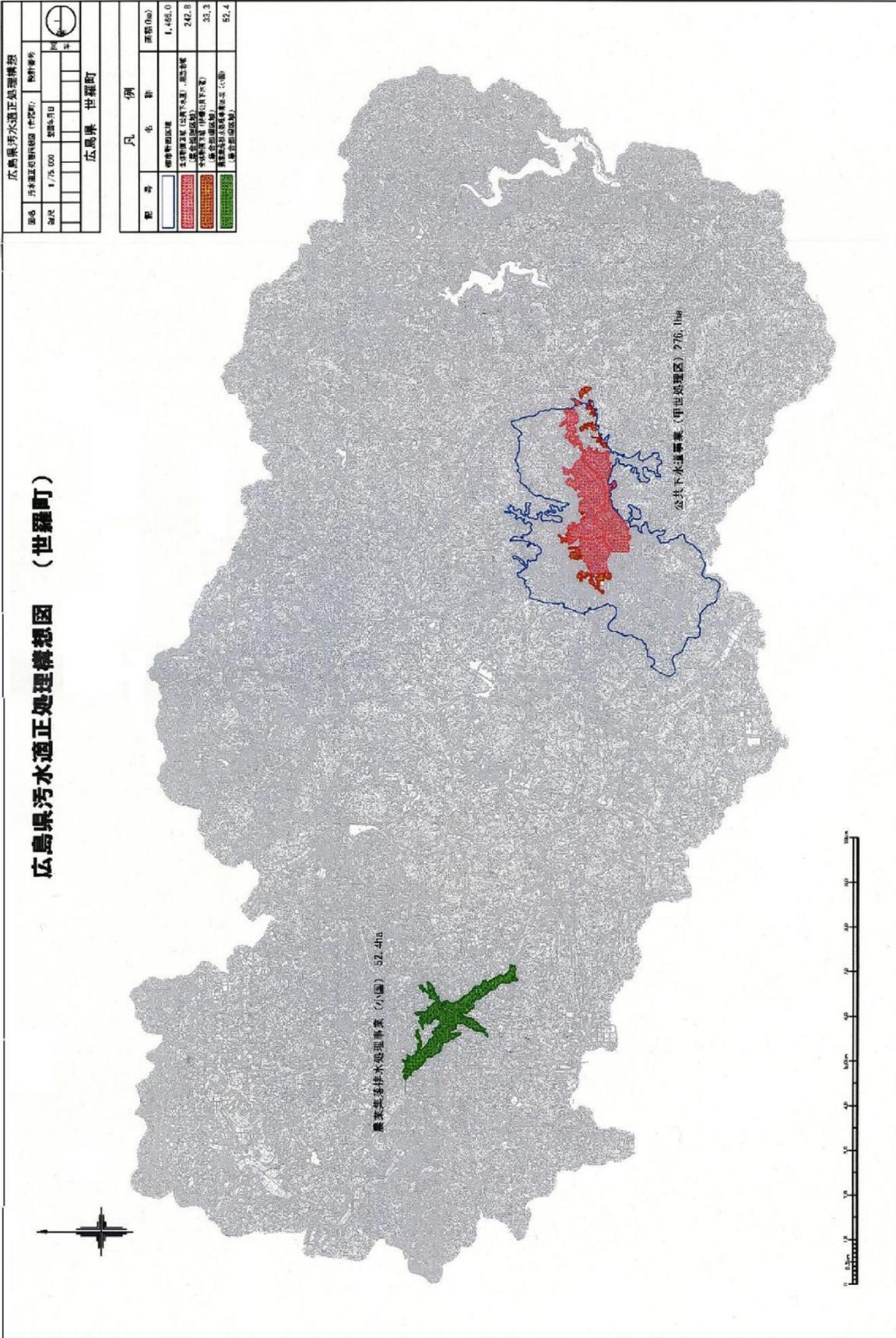
添付資料 1(1) 三原市 対象地域及び施設配置



添付資料 1(2) 世羅町 対象地域及び施設配置

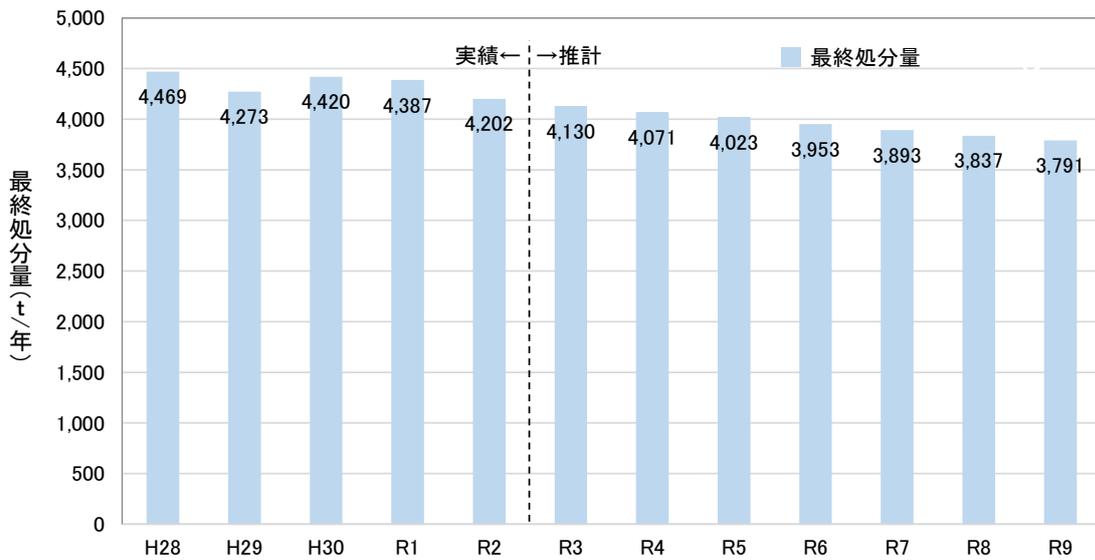
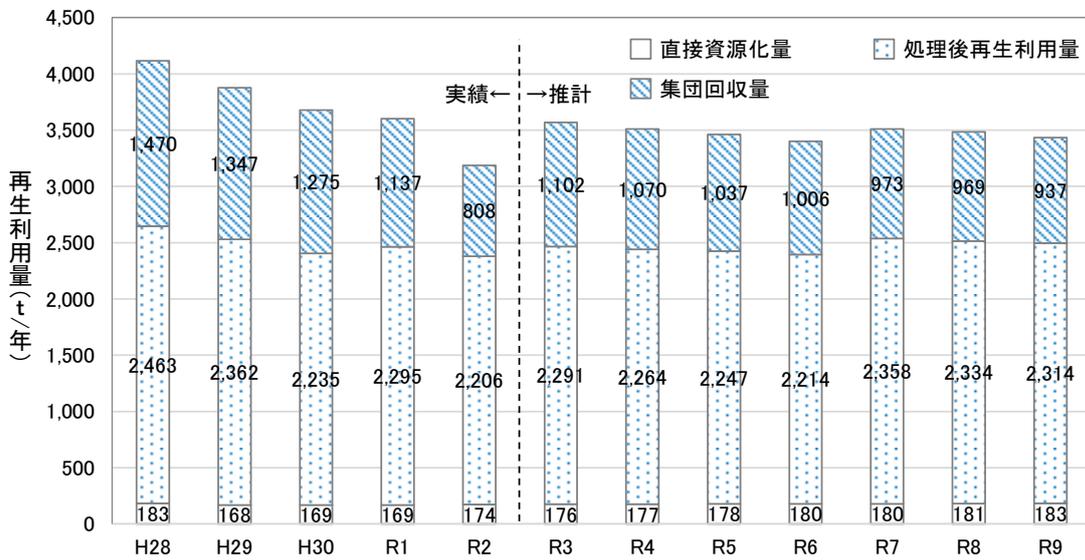
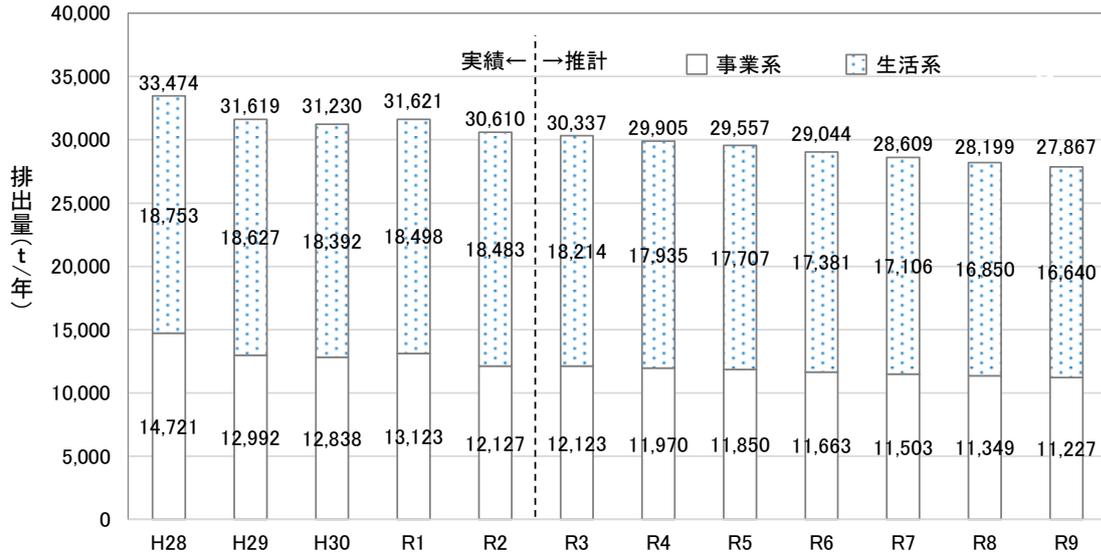


添付資料 2(1) 三原市生活排水処理基本計画図



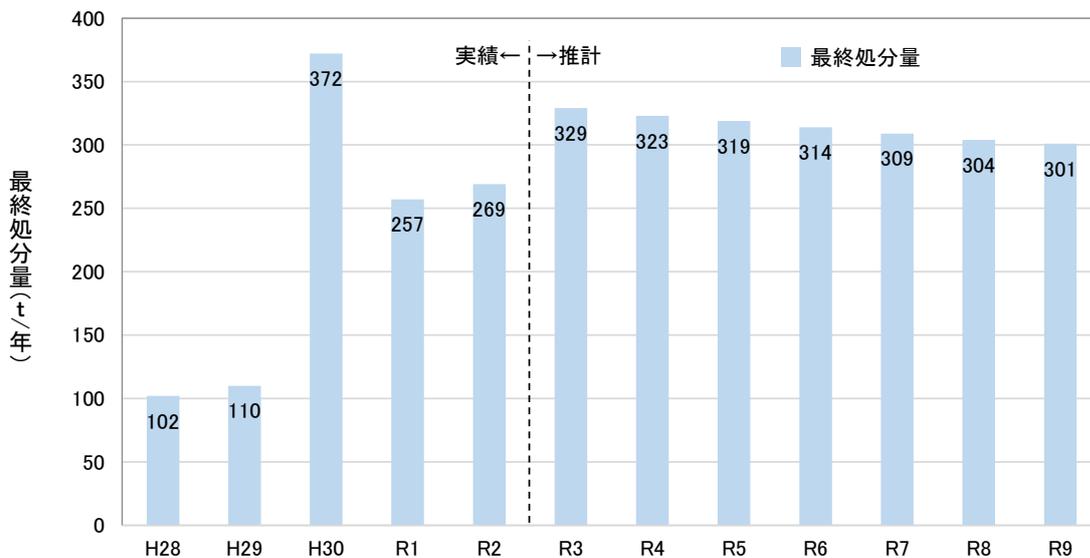
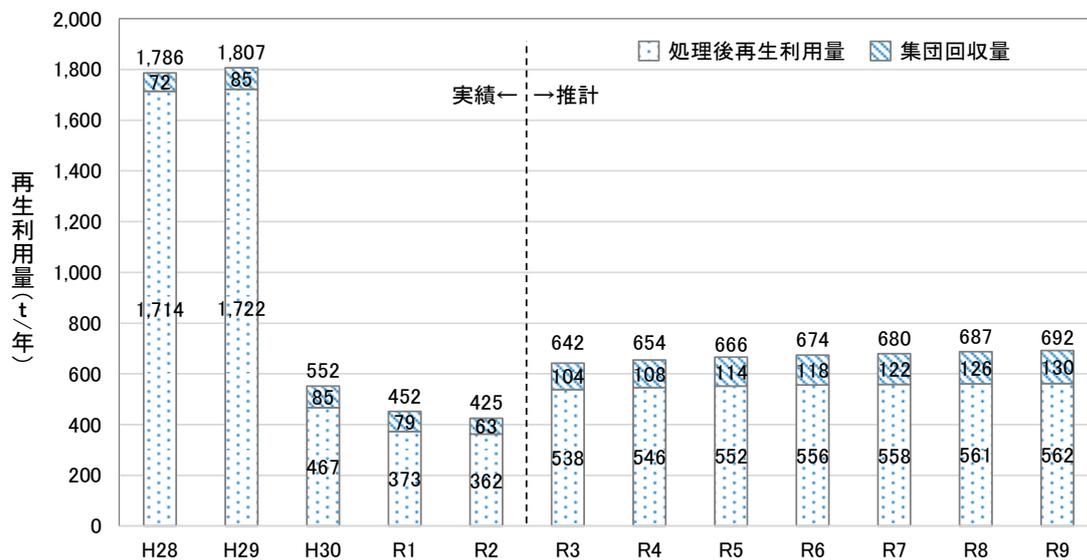
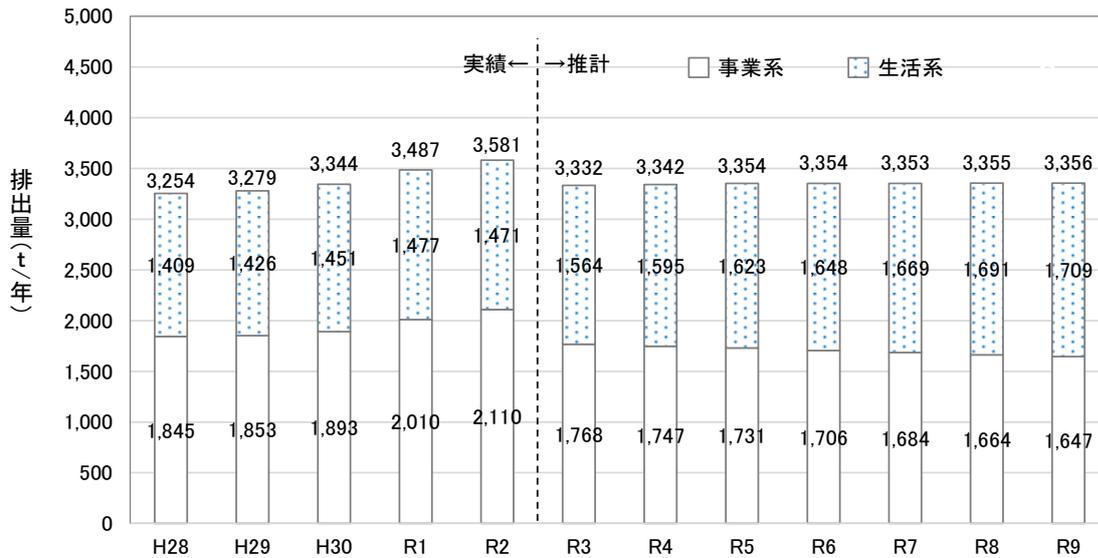
添付資料 2(2) 世羅町生活排水処理基本計画図

三原市



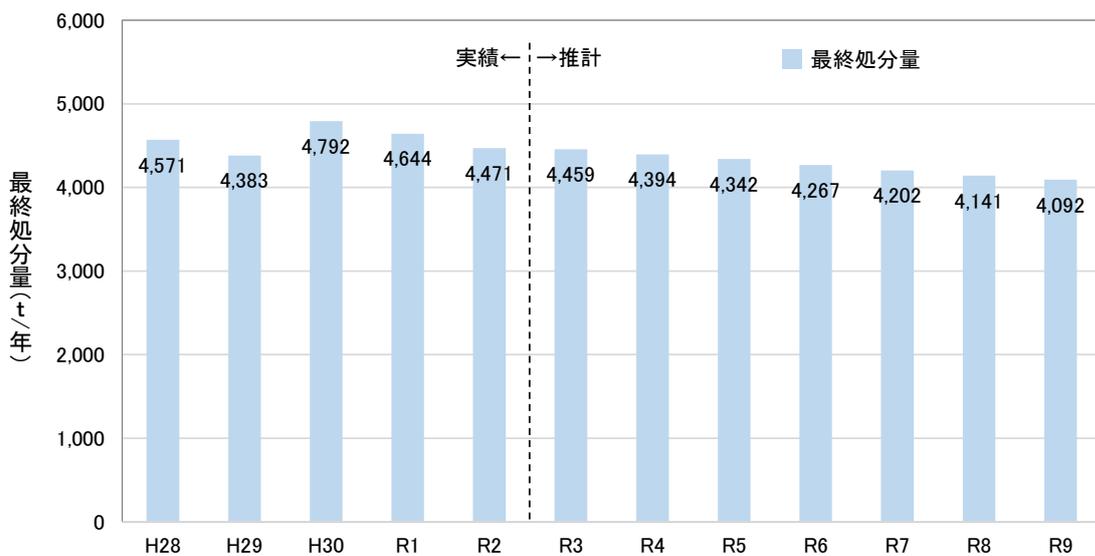
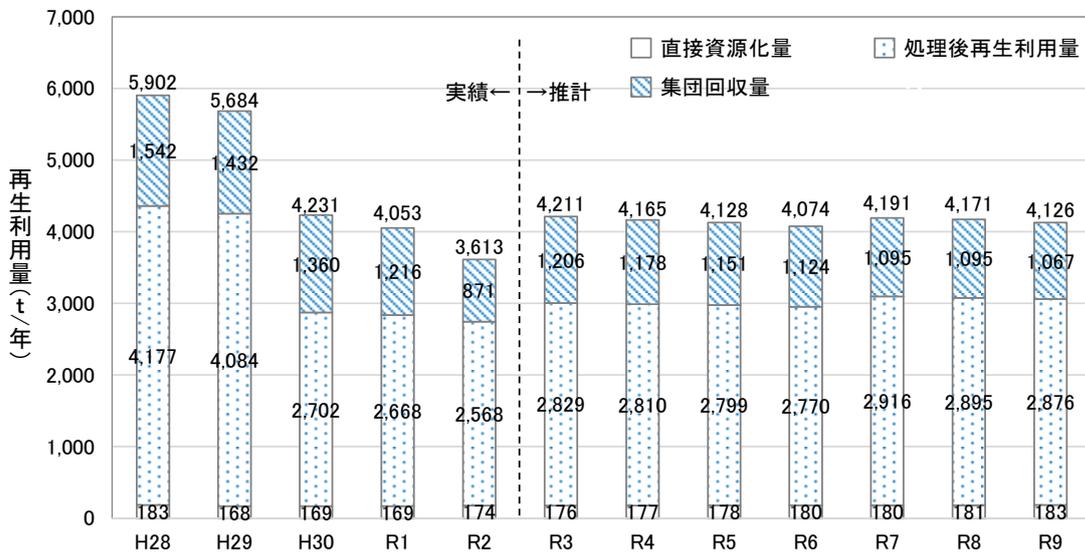
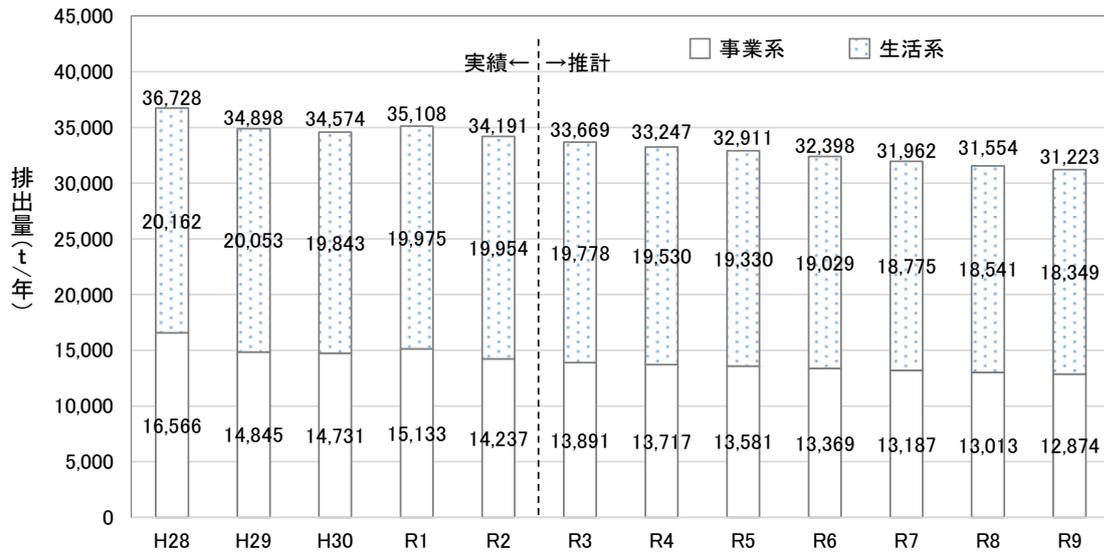
添付資料 3(1) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

世羅町



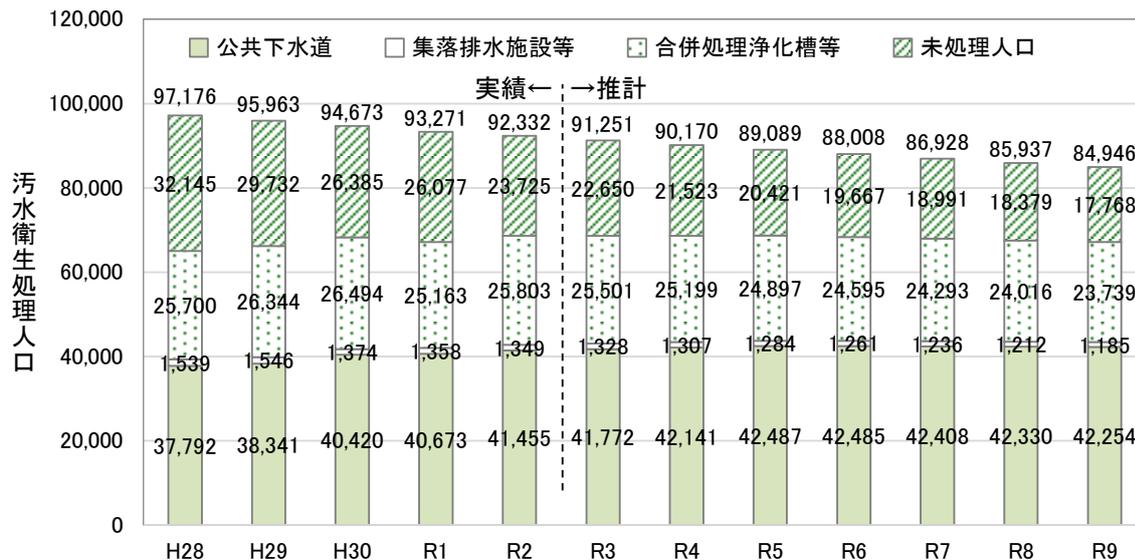
添付資料 3 (2) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

合計

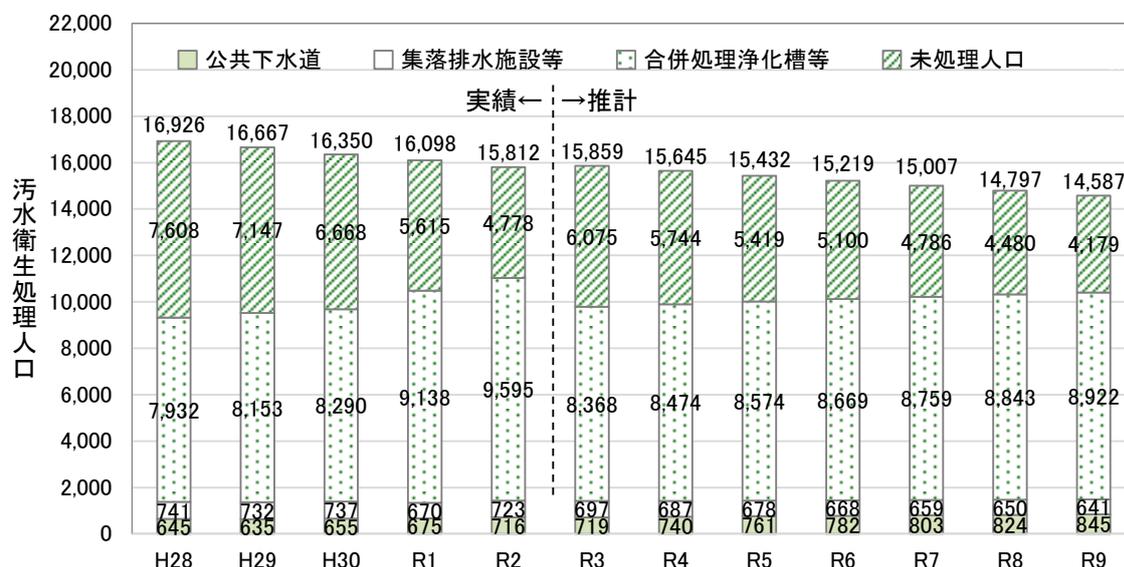


添付資料 3(3) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

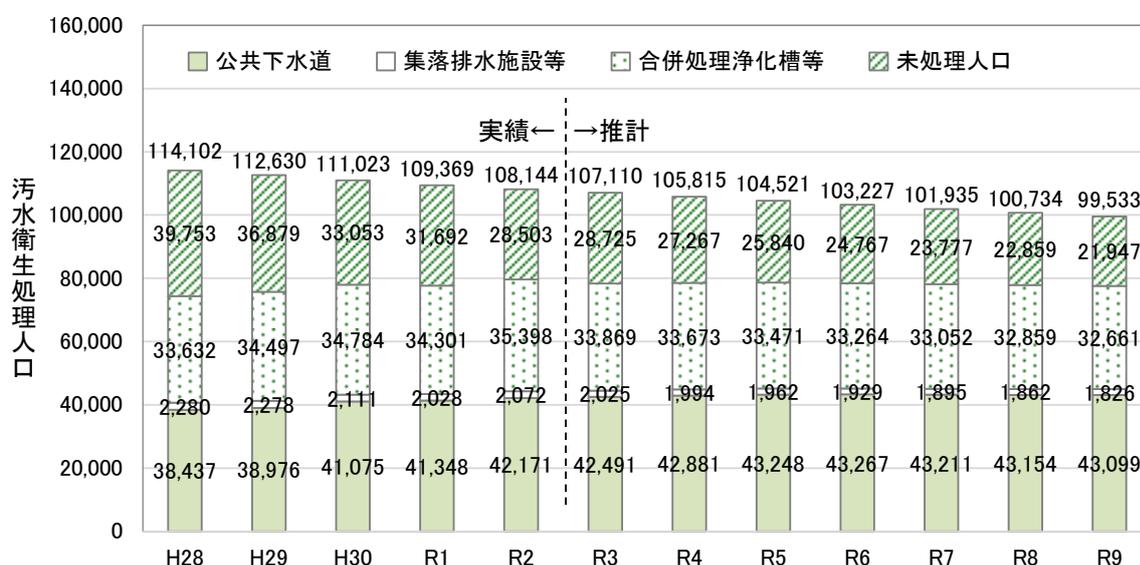
三原市



世羅町



合計



添付資料 3(4) 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

保存版

令和2(2020)年10月実施

このガイドは家庭ごみの出し方及び分別の手引きです。
なくさないよう大切に保存してください。



外国語はこちらのホームページが対応しています。
This website supports foreign languages.

捨てればごみ・分ければ資源 家庭ごみの分別ガイド

私の地域のごみ収集日

◎収集日は各ご家庭で記入してください。(1ページ参照)

◎ごみは収集日の朝7時30分までにだしてください。

カレンダー番号	No.			
もやすごみ	11ページ	毎週	・	曜日
不燃物	12ページ	第	・	回目の 曜日
びん・飲料缶	13ページ	第	・	回目の 曜日
ペットボトル	13ページ	第	・	回目の 曜日
容器包装プラスチック	14ページ	第	・	回目の 曜日
発火性・有害ごみ	14ページ	第5回目の 曜日		
大型ごみ	15ページ	第1～4回目の 曜日		



ごみの出し方の
注意点
P.10-7

可燃物等の
資源物
P.8-9

分別分別
P.10

もやすごみ
P.11

不燃物
P.12

びん・飲料缶・
ペットボトル
P.13

容器包装
プラスチック
P.14

大型ごみ
P.15

資源物
P.16-20

ごみの分別
P.21-33

※発火性・有害ごみの出し方は11月のガイド、12月のガイドが適用されます。

もやすごみ

もやすごみ指定袋に入れてください。(重さ10kg以内)

※指定袋には、処理費を貼る必要はありません。

指定袋に入らないごみ(重さ10kg以内)は、もやすごみ処理券を貼ってください。

※袋ボール詰め指定袋以外の袋に処理券を貼って出すことはできません。



※これらは可能な限りお
種の資源回収・ストック
ヤードなどへの搬入に
協力してください。



生ごみ・残飯など/水分をよく切ってください。

小袋又は新聞紙でスズで密閉に入れてください。

食用油/布または紙などに染みこませて出してください。

おしめ・紙おむつ/汚物を取り除いてください。

小袋又は新聞紙でスズで密閉に入れてください。

布巾/カーペットなど/たたんでみでしぼり、もやすごみ処理券を貼って出してください。

木くず(長さ1m, 太さ7cm以下のもの)/直径40cm以内の束にしてみでしぼって、もやすごみ処理券を貼って出してください。

木くずで長さ1m以上、太さ7cm以上のものは、出せません。直接搬入もできません。

大型家具は解体して木くずと同じ要領で排出するか、清掃工場へ直接搬入してください。

くわしくは15ページをご覧ください。

牛乳パック/できるだけ、一部小売店が実施している店頭回収に協力してください。

布類・段ボール・古紙類/できるだけ地域の資源回収に協力してください。

清掃工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるようにしてください。(くわしくは6ページをご覧ください)

- 11 -

不燃物



不燃物
P.12

- 透明か中身の見える袋(45ℓ以内)に入れ、袋の口はしっかりとしばって出してください。
- 可能な限り工場でリサイクルしますので、内容物は取り除いて水洗い、または不要な紙や布でふき取ってください。
- 分解した電化製品は収集しません。
- ファンヒーター・ストーブ/燃料を空にし、タンクをはずして出してください。
- コードは切って「不燃物」で出してください。
電線を断線しているものは、必ずてんてんしてください。
電線を断線して発火性・有害ごみの「可燃」で出してください。
- 電化製品/箱に入らず、コードを根元から切って出してください。
電球(バッテリー)のはずさない小型家電(電球がみそり・電動歯ブラシ・電子たばこ)などは、発火性・有害ごみの「可燃」で出してください。
電池のはずさない小型家電(充電式小型家電)で出してください。
- 照明器具/蛍光灯/電球などは必ず出して出してください。
はずした蛍光灯などは発火性・有害ごみの「可燃」で出してください。
- 事業用の農薬や劇薬の容器/収集しないごみです。
専門の処理業者で処分してください。
- 飲料缶を除いたがみ類/「缶詰」缶詰(食料缶(ふたを含む))、調味料、塗料、入浴剤などは「不燃物」で出してください。
ふたは必ずはずして出してください。
- 袋に入れることが適当でない物は、次のように出して出してください。
危なくないようにして！
先のとがったもの(釘・ハサミなど)/ガラス・わたらびんなどは、収集や分別作業で事故や怪我の恐れがありますので、鋭利な部分(刃先など)は厚紙などで包み紙ボール紙の袋に入れて「可燃」で出して出してください。
- スプリングの入ったソファ・マットレス、マッサージ機については17ページをご覧ください。
- 不燃物処理工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるようにしてください。(くわしくは6ページをご覧ください)

- 12 -

びん・飲料缶

きれいなびん・飲料缶

- スチール缶(77ℓ)・アルミ缶(77ℓ)のマークが目印
- ※同じ袋に入れられます。
 - ※資源化します。内容物は除き、水洗いしてください。
 - ※油のびんなどの汚れが落ちないものは「不燃物」へ
 - ※不燃物処理工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるようにしてください。(くわしくは6ページをご覧ください)
 - 紙製のラベルがけはできません。
 - ガラスなどのびんのプラスチック製のふたは、1個の缶くず部分にはずしてください。びんからはずさない下部の部分も同様です。
 - ふたは、全量回収「不燃物」へ、プラスチック製は「容器包装プラスチック」へ、コルクは「もやすごみ」へ出して出してください。



ペットボトル

ラベル・ふたをはずした ペットボトル

- ♻️のマークが目印
- ※資源化します。内容物は除き、水洗いしてください。
 - ※汚れが落ちないものは「もやすごみ」へ
 - ふたとラベルは取り除いて、「容器包装/プラスチック」に出してください。
 - 汚物を除き、水洗いしてください。
 - 透明か中身の見える袋(45ℓ以内)に入れ、袋の口をしっかりとしばって出してください。
 - 4ℓのペットボトルは、「もやすごみ」で出してください。
 - 紙製のラベルは付けたまま止めます。
 - キャップの下にあるわっか(リング)をはずす必要はありません。
- ※ペットボトルは、一部小売店の店頭で回収が実施されています。
- ※不燃物処理工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるようにしてください。(くわしくは6ページをご覧ください)



- 13 -

添付資料 4(1) 三原市 家庭ごみの分別ガイド

容器包装プラスチック

発泡スチロール
食品トレイ
ペットボトルのラベル・ふた
シャンプーボトル など

 のマークが目印

※資源化します。内容物は除き、
水洗いしてください。

※シャンプーボトルなどは、ふたや
ポンプをはずして出してください。
※汚れが落ちないものは「もやすご
み」へ

※不燃物処理工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるよう
にしてください。(くわしくは6ページをご覧ください)



発火性・有害ごみ

別々の袋に入れて出してください。

①発火性危険ごみ

カセットボンベ・
ガスライター・
スプレー缶

※ふたをはずして
※1冊を挟み切って出して
ください。
※中身を空にし、圧力減圧を
行う必要はありません。

②電池

乾電池・
ボタン電池・
リチウム電池

●乾電池(アルカリ・マイ
ナス)を缶付で
テープなどで固定
してください。

③電池の外せない小型家電・ 充電式小型家電

●ゲーム機、密着カみそり、電動歯ブラシ、
電子たばこ、モバイルバッテリーなど

④蛍光灯 (有害ごみ)

※電球・水柱入りタイプは、破損防止を
※1冊の表示をして
※割れないようにして
※割ったときの箱に入れる
・新聞紙で巻く

※不燃物処理工場へ直接搬入する場合は、中身が確認できるようにしてください。(くわしく
は6ページをご覧ください)

- 14 -

大型ごみ (予約制)

※発火性・有害ごみの日と12月の第4・5回目の指定日は収集がありません。

不燃物で、たて・よこ・高さの合計が概ね150cmを越えるものは事前に予約が必要です。

(ただし二人で積み込みできない物は収集できません。)

電話をされるときは、品目・数量と
ごみステーションの位置を知らせて
ください。(1回につき3点まで)



予約制

大型ごみは、収集日前日(土・日
を除く)の**16時30分**までに電
話してください。

TEL(0848)63-1210
FAX(0848)67-6069

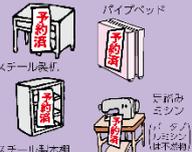
自転車等



大型の家庭用 電気器具類



家具類(木製を除く)



大型ごみ
P.15

ウズブリング入りマット・ソファ、マッサージ機の処分については17ページをご覧ください。

木製の家具類

木製の家具類

木製の家具は、大型ごみ
では収集しません。



解体し、長さ1m×直径40cm以内
の束にして排出
(もやすごみ処理が必要)

解体せず直接搬入(無料)
(もやすごみ処理券は不要)

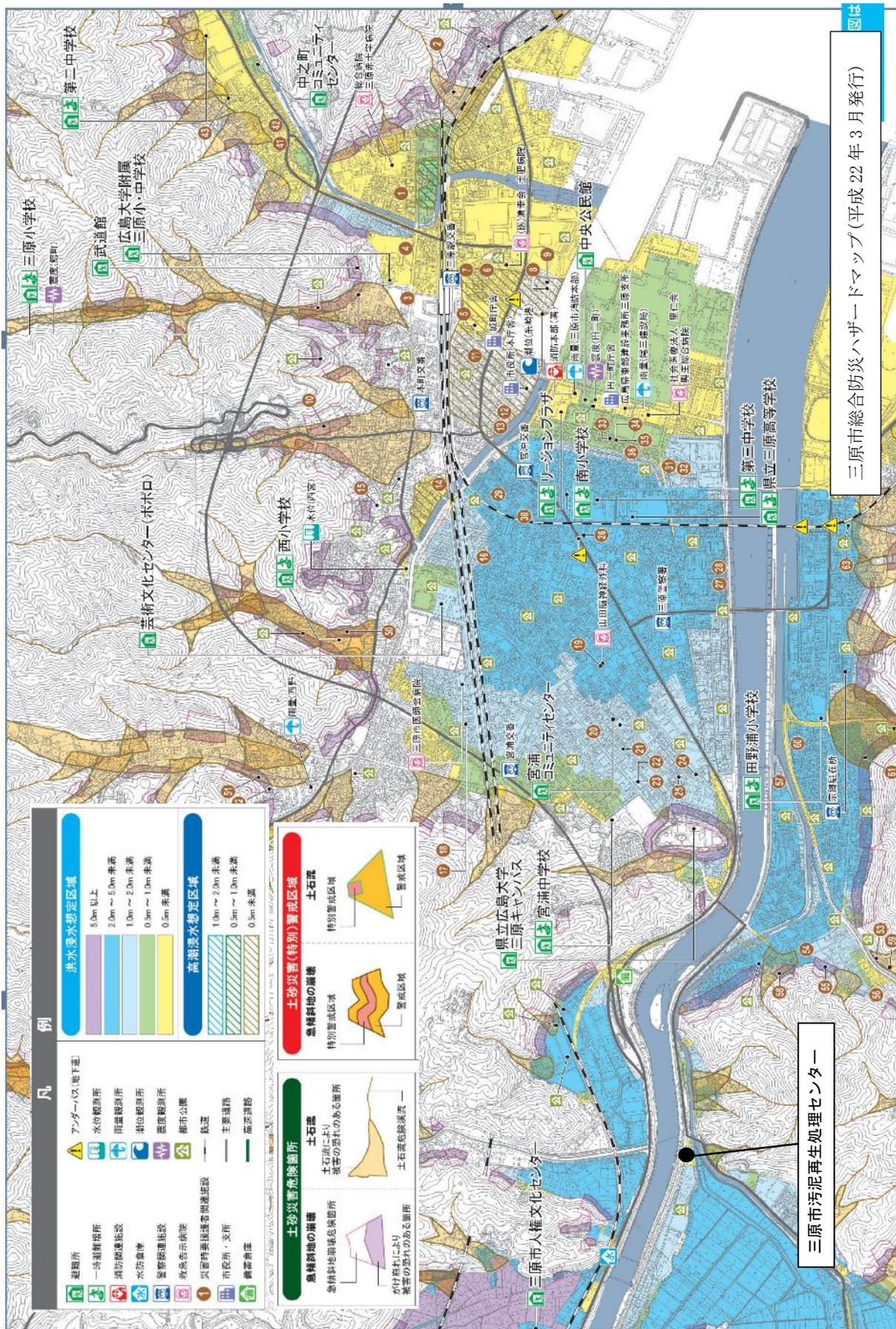
収集運搬許可業者に依頼
(ごみ税・処理費用が必要となります)

ごみ
ステーション

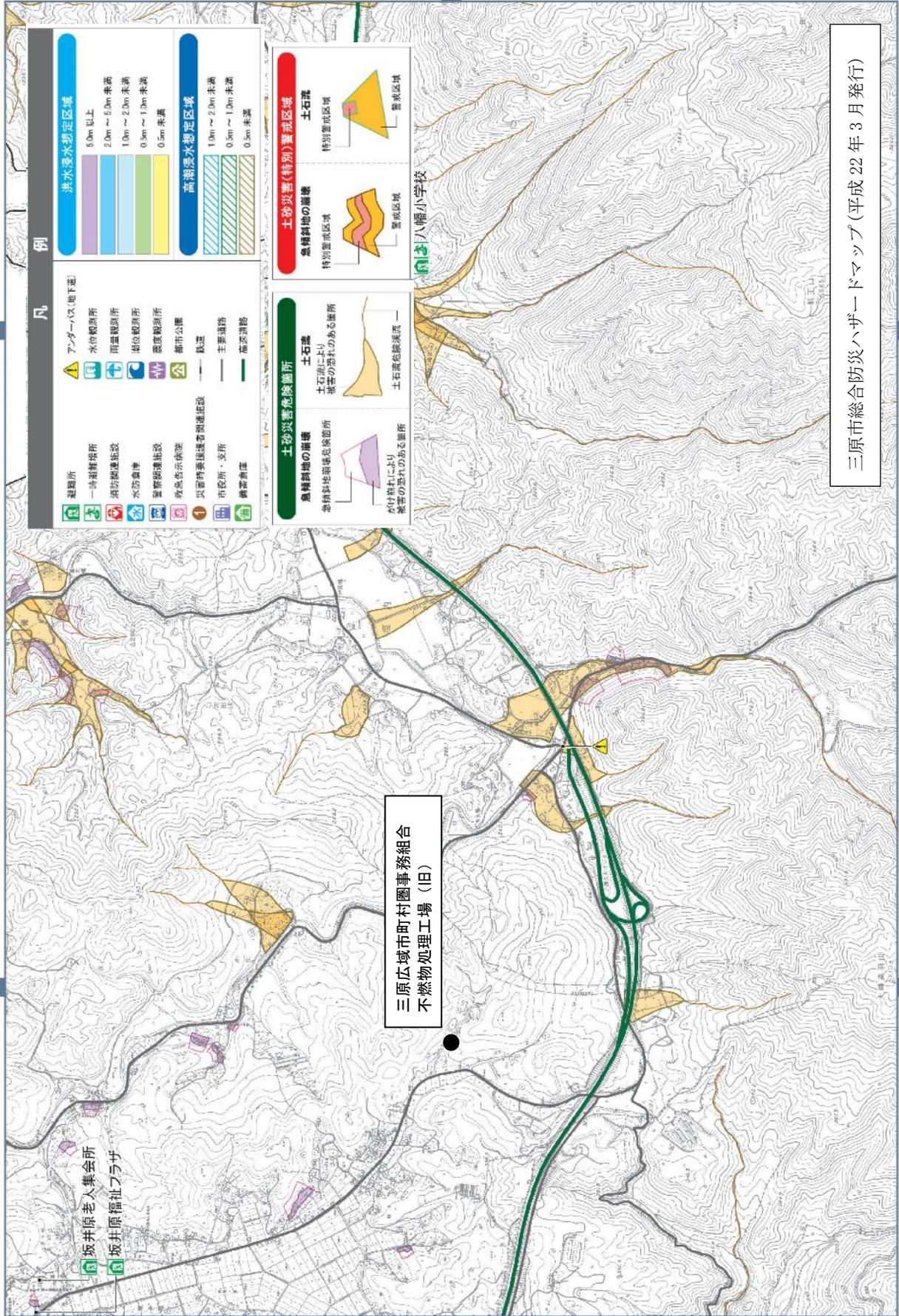
清掃工場

- 15 -

添付資料 4(2) 三原市 家庭ごみの分別ガイド

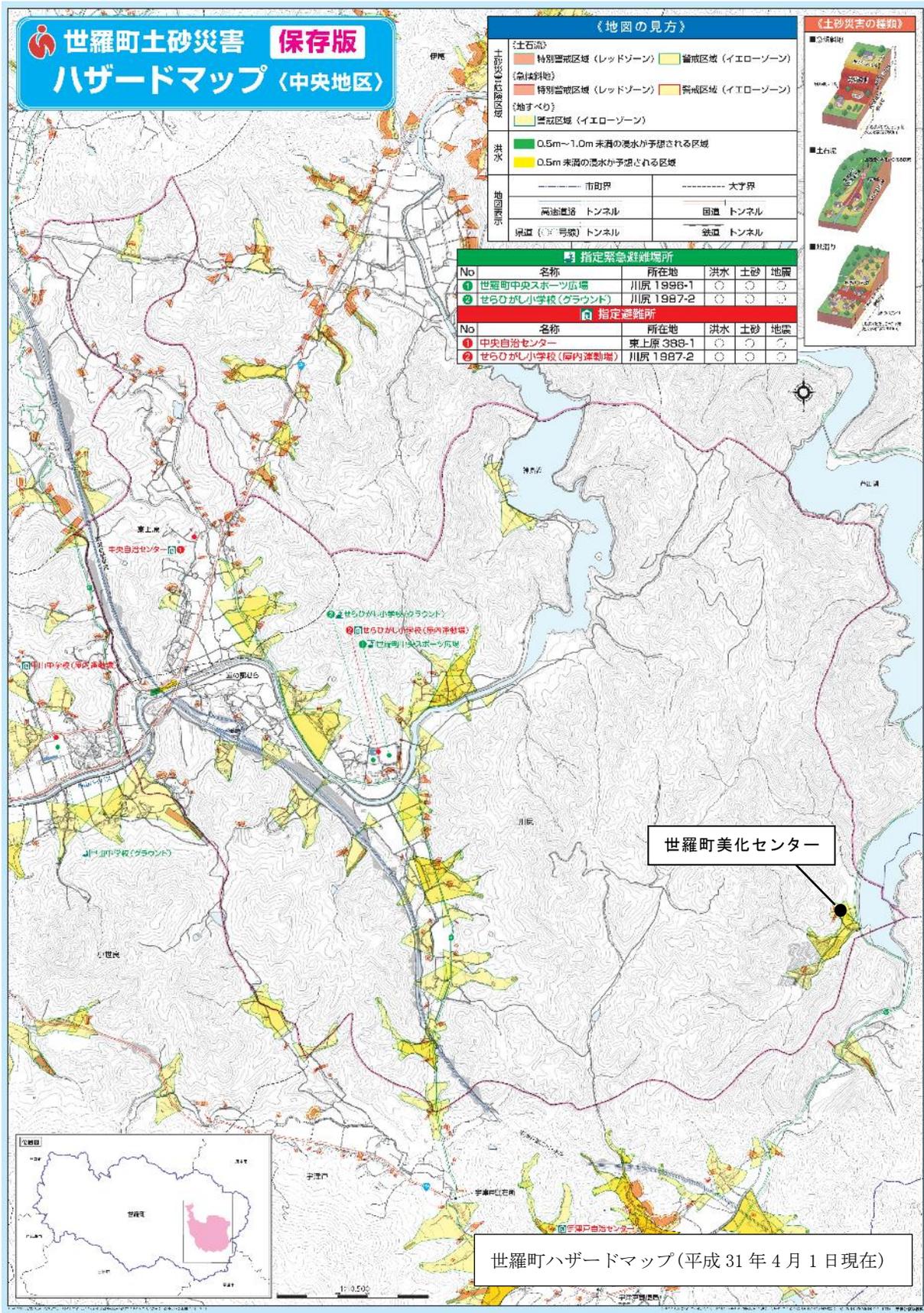


添付資料 5(1) 三原市 ハザードマップ



三原市総合防災ハザードマップ(平成22年3月発行)

添付資料 5(3) 三原市 ハザードマップ



添付資料 5(4) 世羅町 ハザードマップ

項目	内容
施設名	三原市清掃工場
施設の種類	焼却施設
処理する廃棄物	もやすごみ
所在地	三原市八坂町 10227 番地
敷地面積	80,600 m ² (面積に不燃物処理工場を含む。)
工事期間	平成 8 年 7 月～平成 11 年 3 月
処理能力	180t/日 (90t/24h×2 炉)
処理方式	連続燃焼式
災害対応	土砂災害特別警戒区域内である。被災時には、協定を締結している民間業者と連携し、処理を継続する。

項目	内容
施設名	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場 Ecoro (えころ)
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
処理する廃棄物	不燃物, びん・飲料缶, ペットボトル, 容器包装プラスチック 発火性・有害ごみ, 大型ごみ
所在地	三原市八坂町 10227 番地
敷地面積	8,331 m ² (三原市清掃工場敷地内)
工事期間	平成 31 年 3 月～令和 3 年 2 月
処理能力	20 t/日 不燃・粗大ごみ処理設備 5.0 t/日 容器包装プラスチック処理設備 6.4 t/日 ペットボトル処理設備 1.8 t/日 びん・缶処理設備 6.8 t/日
処理方式	選別, 破碎, 圧縮, 保管
災害対応	土砂災害特別警戒区域内である。被災時には、協定を締結している民間業者と連携し、処理を継続する。

項目	内容
施設名	三原市一般廃棄物最終処分場
施設の種類	最終処分場
処理する廃棄物	不燃残渣, 焼却残渣 (現在は外部搬出している)
所在地	三原市八坂町 10227 番地
埋立計画期間	平成 10 年 4 月～令和 5 年 3 月
遮水工	アスファルト吹き付け+ゴムシート
浸出水処理	生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	163,000m ³
残余容量	60,785m ³ (覆土含む)
災害対応	土砂災害特別警戒区域内である。被災時には、協定を締結している民間業者と連携し、処理を継続する。

添付資料 6(1) 現有施設の概要

項目	内容
施設名	三原市汚泥再生処理センター「みずき」
施設の種類	し尿処理施設
処理する廃棄物	し尿及び浄化槽汚泥
施設所在地	三原市沼田東町七宝 254 番地
計画処理能力	176kL/日 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿 : 46kL/日 ・浄化槽汚泥 : 125kL/日 ・集落排水汚泥 : 2kL/日 ・下水汚泥 : 3kL/日
建設過程	着工：平成 23 年 3 月 竣工：平成 25 年 7 月
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥処理	資源化（助燃剤化）
災害対策	0.5m 未満の浸水が想定される。被災時には、近隣自治体や下水道と連携して処理を行う。

項目	内容
施設名	美化センター
施設の種類	し尿処理施設
処理する廃棄物	し尿及び浄化槽汚泥
施設所在地	世羅郡世羅町川尻 781-11
計画処理能力	35kL/日
建設過程	着工：昭和 60 年 10 月 竣工：昭和 61 年 12 月
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理方式
災害対策	0.5m 未満の浸水が想定される。被災時には、近隣自治体や下水道と連携して処理を行う。

添付資料 6(2) 現有施設の概要